

ねんきんコーナー

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

【対象となる方】(給付金額などは令和7年10月時点の金額です)

◆老齢基礎年金を受給している方

次のすべての要件を満たしている必要があります。

- 65歳以上であること。
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- 前年の公的年金などの収入金額とその他の所得との合計額が昭和31年4月2日以後に生まれの方は909,000円以下、昭和31年4月1日以前に生まれの方は906,700円以下である。

※障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得が4,794,000円以下であること。

※障害年金・遺族年金の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※令和8年1月5日までに請求書が日本年金機構に届かなかった場合は、請求した月の翌月分からの支給となり、令和7年10月分から令和8年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れませんのでご注意ください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または役場窓口で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、皆さんの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

○給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

○お問い合わせ 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

「国民年金手続きの電子申請開始」について

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。対象手続きは以下①～③のとおりです。

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更など)
- ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料学生納付特例の申請

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。

オンライン申請、行政機関などからののお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

※電子申請を行うには、マイナポータルの「利用者登録」が必要です。「利用者登録」には、マイナバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要となります。

手続きの方法については、黒潮町公式ホームページの国民年金ページをご覧ください。日本年金機構のホームページをご覧ください。



黒潮町公式
ホームページ



日本年金機構
ホームページ